

○金融庁
財務省 告示第 号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十八条の七第一号の規定に基づき、金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件（平成十九年 金融庁 財務省 告示第三号）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（令和二年五月一日）から適用する。

令和二年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>第一条 金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十八条の七 第一号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、金融 商品取引法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により 行う業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十六号までに掲げ る行為を行う業務</p> <p>【二・三 略】</p>
改 正 前	<p>第一条 【同上】</p> <p>一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十五号までに掲げ る行為を行う業務</p> <p>【二・三 同上】</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。